

推計人口の遡及修正について

1 概要

国勢調査人口（以下「国調人口」という）は、5年ごとに実施され、住民基本台帳等の登録の有無にかかわらず、調査時期に当該地域に常住している者を対象としています。

一方、推計人口は、5年ごとの国勢調査の間の人口を補うために算出されており、直近の国調人口を基礎として住民基本台帳による出生児数、死亡者数、転入者数、転出者数などを加減する方法で求めています。

よって、国調人口と推計人口では、人口のとらえ方が異なるため、差が生じます。

そこで、令和2年国調人口が公表されたことに伴い、次のとおり推計人口を遡及修正しました。

2 遡及修正の方法

(1) 修正の単位

行政区ごとに、世帯数、人口男女別に遡及修正します。

ただし、右京区、西京区及び伏見区は、京北地域又は支所分も遡及修正します。京北を除く地域又は本所分は、行政区総数から京北地域又は支所分を差し引いた値としています。

(2) 計算の方法

令和2年国調人口から、平成27年国調人口を基礎として算出した令和2年10月1日現在の推計人口（未公表）を差し引いたものを（A）として、次の計算式により求められる値に修正しています。

$$\begin{aligned} & \text{平成27年11月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成27年11月1日現在の推計人口} + (A) \times 1 / 60 \quad (12ヶ月 \times 5年) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{平成27年12月1日現在の推計人口} \\ & = \text{平成27年12月1日現在の推計人口} + (A) \times 2 / 60 \end{aligned}$$

⋮

$$\begin{aligned} & \text{令和2年9月1日現在の推計人口} \\ & = \text{令和2年9月1日現在の推計人口} + (A) \times 59 / 60 \end{aligned}$$

3 年齢別推計人口の遡及修正の方法

遡及修正の方法は、年齢別推計人口に使用していた平成27年乖離率と今回公表された国勢調査結果により作成する令和2年乖離率を計算し、表-1のとおり各年の乖離率を計算します。

この乖離率を用いて各年の年齢別推計人口を行政区別（京北地域又は支所分除く）に再度計算し、推計人口により算出されている男女別人口に一致するよう、各歳の人口構成比に応じて按分調整を行うことにより求めています。

表-1 乖離率の計算式

$$\begin{aligned} \text{平成28年乖離率} &= \text{平成27年乖離率} \times \left(\frac{\text{令和2年乖離率}}{\text{平成27年乖離率}} \right)^{\frac{1}{5}} \\ \text{平成29年乖離率} &= \text{平成27年乖離率} \times \left(\frac{\text{令和2年乖離率}}{\text{平成27年乖離率}} \right)^{\frac{2}{5}} \\ \text{平成30年乖離率} &= \text{平成27年乖離率} \times \left(\frac{\text{令和2年乖離率}}{\text{平成27年乖離率}} \right)^{\frac{3}{5}} \\ \text{令和元年乖離率} &= \text{平成27年乖離率} \times \left(\frac{\text{令和2年乖離率}}{\text{平成27年乖離率}} \right)^{\frac{4}{5}} \end{aligned}$$

※ 平成27年の乖離率と令和2年の乖離率の比率の5乗根を計算して、毎年の異動率（上昇率又は減少率）を平均化しています。